

経団連の2007年の優先政策事項と自由民主党の政策・取り組み

「自由民主党と政策を語る会」  
2007年5月21日

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
1. 経済活力、国際競争力強化に向けた税・財政改革	<p>・2011年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の確実な黒字化(社会保障関係費の抑制、地方財政計画の見直し、国・地方を通じた公務員人件費の削減など徹底的な歳出削減)</p> <p>・法人税、所得税、消費税等の税体系全体の抜本改革</p>	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○2010年代初頭の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の回復(009①)</p> <p>・小泉内閣の5年間で既に10兆円の歳出改革を断行した。今後さらに歳出・歳入一体の改革により2010年代初頭に基礎的財政収支の黒字化を実現する。</p> <p>○持続可能な社会保障制度の構築(010)</p> <p>・将来にわたり持続可能で安定的な制度を構築するため、給付と負担のバランスのとれた改革を実施し、社会保障制度の各般を通じ、過大な伸びを抑制し、国民負担の大幅な増大を避ける。税と社会保障料負担等をあわせた国民負担率を50%以内に維持するとの目標を掲げて歯止めとする。</p> <p>【第165回国会安倍内閣総理大臣所信表明演説】</p> <p>国の行政機関の定員について、5年で約1万9000人以上の純減を行うなど、公務員の総人件費を徹底して削減する。</p> <p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○税制の抜本的改革(009⑦)</p> <p>・引き続き聖域なき歳出改革に果敢に取り組みながら、国民の合意を得つつ、新しい時代にふさわしい税体系を構築する。</p> <p>・19年度を目途に、社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。</p> <p>【平成19年度税制改正大綱(18年12月14日)】</p> <p>来年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。</p>	<p>○平成19年度予算においては、増収増がある中で、歳出改革路線を貫いた結果、国の一般会計の基礎的財政収支は▲4.4兆円となり、対前年度比+6.8兆円改善される見込み。また、国・地方の基礎的財政収支はGDP比▲0.6%となり、対前年度比+1.1%改善される見込み。2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。</p> <p>社会保障制度については、世代間の公平性を確保し、制度の持続可能性を高めるため、これまでも年金、介護、医療の各制度について改革に取り組んできた。また、19年度においても、歳出改革を着実に実施する観点から、雇用保険の国庫負担の縮減、生活保護の見直し等の改革を実施した。今後とも、高齢化の進展等に伴い、社会保障給付が大幅に増大していくことが見込まれる中において、制度を将来にわたり持続可能なものとしていく観点から、給付の伸びを抑制するための改革努力を継続していく。</p> <p>○公務員人件費の削減</p> <p>国の行政機関の定員の純減については、平成18年～22年の5年間で約19,000人(5.7%)以上の純減を確保することとし、このために必要な配置転換、採用抑制等を進めるべく、国家公務員雇用調整本部を設置して取組を開始。平成19年度の純減数は2,129人、配置転換では、748名が異動。また、平成20年度については704名の受入目標数を決定した。</p> <p>また、自衛官の人員数について、業務の民間委託を進める等により実員の純減を確保するとともに、特別機関(国会(衆議院、参議院、国立国会図書館)、裁判所、会計検査院、人事院)においても、行政機関の取組を踏まえ、業務の合理化・民間委託の実施等の取組を実施。</p> <p>地方公務員については、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うこととし、平成18年は対前年比43,720人(1.4%)の純減。</p> <p>消費税を含む税体系の抜本的改革については、税制調査会を中心に引き続き議論。</p> <p>【平成19年度税制改正大綱(18年12月14日)】</p> <p>我々は、税体系全般にわたる抜本的・一体的な税制改革を推進していく。租税は、あらゆる世代の国民が社会共通の費用を広く分かち合うためのものであるという基本的認識の下で、税負担の公平性を確保し、所得課税、消費課税、資産課税等の各税目について、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないよう中立性を確保しなければならない。このため、所得税、法人税、消費税、相続税等がそれぞれ果たすべき役割を検討しつつ、税体系全体のあり方を考えていく必要がある。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・法人税関係 (減価償却制度の見直し、研究開発促進、国際課税の適正化、信託法改正への対応、法人実効税率の引下げ)</p> <p>・所得税関係 (低・中所得層に配慮した減税、控除制度の抜本改革、社会保障番号を活用した公平性・透明性確保等)</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○民間経済活動を活性化する税制改革を実施(044) ・税体系の抜本的改革等の税制改正に当たっては、経済活力の維持・向上と国際競争力強化の観点を重視。</p> <p>【自民党政権公約2005】 ○税制の抜本的改革(009⑦) ・引き続き聖域なき歳出改革に果敢に取り組みながら、国民の合意を得つつ、新しい時代にふさわしい税体系を構築する。 ・19年度を目途に、社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。</p> <p>【平成19年度税制改正大綱(18年12月14日)】 来年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。</p>	<p>○平成19年度税制改正において、以下の措置を講じた。 ・減価償却制度の抜本的見直し(償却限度額の撤廃、償却率の見直し) ・中小企業の留保金課税を廃止 ・地域の産業集積を促進するため、地域産業活性化支援税制を創設 ・ベンチャー企業支援のため、エンジェル税制を拡充 ・信託法改正に対応した税制措置 ・取引相手国と相互協議が行われている間の納税猶予制度の導入</p> <p>【平成19年度税制改正大綱(18年12月14日)】 我々は、税体系全般にわたる抜本的・一体的な税制改革を推進していく。租税は、あらゆる世代の国民が社会共通の費用を広く分かち合うためのものであるという基本的認識の下で、税負担の公平性を確保し、所得課税、消費課税、資産課税等の各税目について、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないよう中立性を確保しなければならない。このため、所得税、法人税、消費税、相続税等がそれぞれ果たすべき役割を検討しつつ、税体系全体のあり方を考えていく必要がある。</p> <p>消費税を含む税体系の抜本的改革については、税制調査会を中心に引き続き議論。</p> <p>【平成19年度税制改正大綱(18年12月14日)】 我々は、税体系全般にわたる抜本的・一体的な税制改革を推進していく。租税は、あらゆる世代の国民が社会共通の費用を広く分かち合うためのものであるという基本的認識の下で、税負担の公平性を確保し、所得課税、消費課税、資産課税等の各税目について、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないよう中立性を確保しなければならない。このため、所得税、法人税、消費税、相続税等がそれぞれ果たすべき役割を検討しつつ、税体系全体のあり方を考えていく必要がある。</p>
2. 将来不安を払拭するための社会保障制度の一体的改革	・年金・医療保険、介護保険の一体的改革(社会保障給付の伸びを高齢化で修正した成長率以下に抑制) (国民の自助や互助ではカバーしきれないリスクへの対応を重視した社会保障制度の再設計)	【自民党政権公約2005】 ○時速可能な社会保障制度の構築 将来にわたり持続可能で安定的な制度を構築するため、給付と負担のバランスのとれた改革を実施し、社会保障制度の各般を通じ、過大な伸びを抑制し、国民負担の大幅な増大を避ける。税と保険料負担等をあわせた国民負担率を50%以内に維持するとの目標を掲げて歯止めする。(010)	○高齢化の進行等に伴い、社会保障に要する費用の増加が今後とも見込まれることから、制度の持続可能性を高めるため、年金・介護・医療といった一連の制度改革を行い、給付の伸びの抑制を図ってきたところ。 しかしながら、給付の伸びの抑制に当たっては、機械的に総額を管理するのではなく、セーフティネットとして求められる水準に配慮しつつ、経済・財政とバランスのとれたものとし、世代間の公平性の確保や給付と負担の均衡を図りながら、制度改革を積み上げていくことが必要と考えている。

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・医療制度改革 (在院日数削減、医療の標準化、診療報酬の包括化による医療費の抑制、混合診療の導入、ICT活用など)</p> <p>・公的年金改革 (給付と負担の関係見直し、負担能力のある高齢者への対応、被用者年金の一元化、税制抜本改革による国庫負担引き上げ分の安定財源確保、社会保障番号・個人勘定の整備による税・年金の徴収一元化)</p> <p>・少子化対策 (既存の諸制度の効果の検証後、税額控除等の経済的支援の実施、保育・学童分野の予算配分の見直し、国民運動の展開)</p>	<p>【統一地方選挙公約2007】 ○先般成立した医療制度改革法に基づき、(略)医師確保対策の推進や医療情報提供体制の充実など、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制整備を進めます。</p> <p>【自民党政権公約2005】 ○国民皆保険制度を堅持しつつ、効率が良く、質の高い適切な医療の提供を確保するため、医療制度改革を断行する。新たな高齢者医療制度の創設、地域の医療機能の適切な分化・連携を進めるための医療計画制度の見直し、小児救急をはじめとする救急医療体制の確保等について、年内に改革案をまとめ、次期通常国会に法案を提出する(012)。</p> <p>【自民党政権公約2005】 ○給付と負担の両面から平成16年に改革を行い、将来にわたって国民の信頼に応えられる持続可能で安心な年金制度を構築した。(014) ○公務員を含めたサラリーマンの年金制度の一元化を推進し、いわゆる官民格差の是正を推進。(014)</p> <p>【統一地方選挙公約2007】 ○平成16年の年金改革において構築された枠組みの下、年金財政をしっかりと検証し、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化の中でも安定した制度運営を行う。 ○官民の公平性や制度の安定性を確保するため、厚生年金と共済年金の一元化を早期に実現するとともに、基礎年金の国庫負担の割合を平成21年度までに2分の1へ引き上げる。</p> <p>【統一地方選挙公約2007】 ○「国民総参加の子育てに優しい社会」の実現を目指し、「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略を策定。 ○平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいきます。 ○放課後や週末に子どもたちが安全で健やかに活動できる居場所づくりを推進する「放課後子どもプラン」を全国の小学校区で実施。</p> <p>【自民党政権公約2005】 ○地域・企業における子育て支援の推進に向けて国民的な運動を進める。(100)</p>	<p>○医療提供体制の整備については、医師の偏在問題に対応するため、昨年8月にとりまとめた「新医師確保総合対策」に基づく取組を積極的に進めるとともに、医療法を改正し、医療機能情報提供制度の創設や医療安全体制の充実を図るなど、患者の視点にたった質の高い医療を提供できる体制の整備を進めた。</p> <p>○党の緊急医師不足対策特命対策委員会でも検討中。 ○平成18年6月、「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。 以下の事項を主な内容とする医療制度改革を実施。 ・生活習慣病対策や長期入院の是正による中長期的な医療費適正化方策の実施(平成20年4月より) ・保険診療と保険外診療の併用についての再構成を含めた保険給付の内容・範囲の見直し(平成18年10月より) ・新たな高齢者医療制度の創設(平成20年4月より) ・レセプトオンライン化の推進(平成18年4月からオンライン請求を可能とし、平成20年4月より段階的にオンライン請求に限定、平成23年4月から原則全てのレセプトをオンライン化)</p> <p>○平成16年の年金制度改革において、マクロ経済スライドの導入により給付水準を抑制した結果、年金給付費は対国民所得比で2025年度まで約12%で横ばいにとどまる見通しとなり、持続可能な制度を構築した。 ○「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を本年4月に国会に提出し、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向で被用者年金制度を一元化するとともに、正社員に近いパート労働者に厚生年金を適用することとしたところ。 ○基礎年金国庫負担割合については、平成16年の年金改革が明らかにした道筋に沿って、平成21年度までに2分の1に引き上げるための法的措置を講じる。 ○平成19年4月より、就労して負担能力のある70歳以上の被用者の老齢厚生年金について、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みを導入した。 ○平成19年中に導入に向けた検討を行う「健康ITカード(仮称)」等と合わせ、社会保障番号(仮称)等についても検討を進めることとしている。</p> <p>○本年2月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を立ち上げ、既存施策の効果の検証や、国民運動の展開のあり方を含め、検討を行っている。 ○扶養控除のあり方など税制面における少子化対策については、今後の税制の抜本的・一体的改革の議論の中で検討。 ○平成19年度予算においては、民間保育所の運営費について、対前年度145億円増の3,127億円を計上し、また、放課後児童クラブについては、「放課後子どもプラン」により、必要な全ての小学校区(20,000か所)において放課後児童クラブ(いわゆる学童保育)が行われるよう、対前年度約30%増の158億円を計上。</p>
3. 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放の実現と経済法制の整備	・規制改革・民間開放の推進 (後継推進組織の設置、雇用・労働・医療など重点分野の規制改革、市場化テストの活用による官業の民間開放)	【第165回国会安倍内閣総理大臣所信表明演説】 公共サービス改革法に基づく市場化テストの積極的な実施により、官業を広く民間に開放し、民間活力を最大限活用する。	「規制改革・民間開放推進会議」の後継組織として、本年1月に「規制改革会議」を設置。6月を目途に規制改革に関する新3か年計画を策定する予定。市場化テストの対象事業を拡大するため、「公共サービス改革基本方針」を改定(18年12月)し、8分野16事項を追加した。

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・公務員制度改革、省庁の再々編、内閣機能の強化</p>	<p>○公務員制度改革 【第165回国会安倍総理大臣所信表明演説】 公務員の労働基本権など、公務員制度全般について、国民の意見を十分に聴きながら、見直しを進める。 【第16回統一地方選挙重点政策6-〔2〕】 公務員は国や地方の行政を遂行するための責任を誇り、使命感を持つことが前提で、その制度は国民のニーズに十分対応でき、かつ簡素である必要がある。新たな公務員制度は、第一に頑張った者が報われる能力・実績主義の導入、第二に「天下り」を排除する人事・給与構造の再構築と再就職管理の適正化、第三に有能な人材を有効に活用するための官民の人材交流という三本柱。わが党はこの基本方針に基づいて公務員制度改革を断行する。</p> <p>○省庁再々編、内閣機能の強化 【第165回国会安倍総理大臣所信表明演説】 21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革、再編や、道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」の策定など、行政全体の新たなグランドデザインを描いてまいる。 【第16回統一地方選挙重点政策6-〔1〕】 2001年の中央省庁再編の哲学・理念に基づく機能と現状の検証を行い、新たな日本の国のあり方を担う行政組織の姿とその実現に向けた手法についても議論を深化させる。</p>	<p>○公務員制度改革 能力・実績主義の導入、再就職の適正化、官民人材交流センターの設置を基本方針とした公務員制度改革案を政府・与党で合意をし、4月24日に閣議決定、25日に「国家公務員法等改正案」を国会に提出した。引き続き公務員制度の総合的な改革を推進するため、基本方針を盛り込んだ法案を次期通常国会に提出予定。 また、地方公務員については、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正案」を今月中に提出する予定。</p> <p>○省庁再々編、内閣機能の強化 行政改革推進本部に中央省庁改革委員会を設置し、平成19年2月6日第1回委員会を開催。現状の把握、検証を行うため、有識者からのヒアリングのほか、各府省に対する実態調査を実施。今後、各府省ヒアリングを経てあるべき行政の姿を検討する予定。</p>
	<p>・郵政民営化の着実な推進、政府金融機関改革、独立行政法人改革</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○郵政民営化に向けた準備 参議院において否決された民営化関連6法案を次期国会で成立させる。(001)</p> <p>【政権公約2005】 ○独立行政法人改革 独立行政法人について、3～5年ごとの「中期目標期間終了時の見直し」のもとで、廃止・統合や民営化を含め、組織・業務全般を極力整理縮小するとともに、原則として非公務員化する。特殊法人等から移行した独立行政法人については、事業の廃止・縮小・重点化などを通じて財政支出を削減する。</p>	<p>○第163回特別国会に郵政民営化関連6法案を再提出し、平成17年10月11日に衆議院本会議、10月14日に参議院本会議において可決され、同法案は成立。同法に基づき、平成18年1月23日に、準備企画会社として日本郵政株式会社を設立。同年1月25日に「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」を制定し、同日、日本郵政株式会社に対し「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の作成を指示。平成19年4月に、日本郵政株式会社から実施計画の認可申請がなされた。</p> <p>○独立行政法人改革 平成18年度において中期目標期間終了時の組織・業務の見直しを行った23法人について、①業務の廃止・縮小・重点化等、②融資等業務の見直し、③非公務員化などを柱とする見直し案を平成18年12月に決定。今回の見直しにより、次期中期目標期間全体で約1,900億円のコスト(一般管理費、業務費)削減効果が見込まれる。また、23法人のうち唯一特定独立行政法人(公務員型)であった自動車検査独立行政法人を非公務員化した。これまでの見直しにおいて、15年度以降、法人の統廃合により14法人削減、公務員型として設立された58法人中45法人の役職員を非公務員化した。</p>
	<p>・会社法の柔軟化 (日本の実情への適合、合併等対価の柔軟化)</p>	<p>【自民党政権公約2005】 国際的に見ても公正なM&amp;Aに関するルールを早急に整備。(046)</p>	<p>○平成19年5月1日施行の「会社法施行規則の一部を改正する法務省令」において、消滅会社等が株主等に開示すべき書類(事前開示書類)及び株主総会参考書類に記載すべき事項の拡充及び明確化を行った。①合併等の対価について、取引が行われている市場(証券取引所等)、媒介業者(証券会社等)、市場価格等に関する事項を開示すべきこととした(合併等の対価の換価方法についての情報の充実)②消滅会社等の株主に対し、存続会社等以外の会社の株式等を交付する場合には、存続会社等の財務状況等に関する事項に加えて、当該株式等の発行会社(例えば、三角合併の場合にあつては、存続会社の親会社)の定款、財務状況及び事業状況等に関する事項を開示すべきこととした(合併等の対価の発行会社についての情報の充実)③存続会社等と消滅会社等とが共通支配下関係にある場合には、少数株主を保護する観点から、特に、合併条件の相当性について追加的な情報を開示すべきこととした(合併条件の相当性に関する情報の充実)。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・独禁法の抜本改正 (企業結合規制の見直し、適正な手続きの確保)</p> <p>・会計基準の国際的統合、欧米基準との相互承認</p>	<p>【政権公約2005】 改正独禁法の見直し規制に従い、課徴金のあり方、公正取引委員会における審査・審判手続きのあり方等について抜本的な見直しを行い、2年以内に結論を出す。</p> <p>【会計・監査・開示・コーポレートガバナンスの充実・強化に向けて(平成16年6月金融調査会 企業会計に関する小委員会)】 ・米国の会計基準と国際会計基準との間の「収れん」(convergence)が着実に進展している国際的な状況を踏まえて、わが国としても企業会計基準委員会が中心となって国際会計基準審議会の作業に積極的に参加し、わが国の会計基準の国際化に一層取り組むこと。 ・EUにおけるわが国の会計基準の取扱い等については、わが国の会社等の証券発行者の活動に過度の支障が生じることのないよう、適切に対応すること。</p>	<p>○内閣府における「独占禁止法基本問題懇談会」での検討状況をにらみながら、党独占禁止法調査会において関係団体などからのヒアリングを積極的に行いながら、党内議論を行い、見直しの論点を整理し、成案を得ていく。</p> <p>○金融調査会企業会計小委員会において、会計基準のコンバージェンスの促進等について提言(平成16年6月)。その後も、同小委員会でコンバージェンス、相互承認の進捗について関係者からヒアリングを行うなど、継続的にフォローアップ。</p> <p>・金融庁企業会計審議会において、平成18年7月、会計基準のコンバージェンスに向けて意見書をとりまとめ ・企業会計基準委員会において、平成18年10月、コンバージェンスに向けた作業工程表を公表 ・欧州、米国と会計基準のコンバージェンス等に向けたモニタリング会合を開催するなど政府間の対話を強化</p>
<p>4. 日本型成長モデル実現に向けたイノベーションの推進</p>	<p>・第3期科学技術基本計画の着実な実施 (先端技術開発と産業化の推進、府省を超えた研究開発推進体制整備、政府研究開発投資の対GDP1%超)</p> <p>・宇宙、海洋の開発・利用のための基本法など法令整備</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」の実現 第3期科学技術基本計画において研究開発投資の対GDPベースでの確保を目指す。重点4分野に加え、国際競争力の急速な回復を要する分野として、スーパーコンピュータ、宇宙輸送システムなどを「国家基幹技術プロジェクト」として推進する。(031)</p> <p>【第16回統一地方選挙公約】 ○宇宙基本法の制定による宇宙開発の総合的な推進 宇宙基本法(仮称)を制定し、宇宙戦略本部を設置することにより、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。 そのため、宇宙条約の定めるところに従い、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会、国際社会の安全確保やわが国の安全保障、産業の振興、先端的な宇宙開発、国際協力等に資する宇宙開発を推進します。</p>	<p>(先端技術開発と産業化の推進) ○大学等の独創的な研究成果(シーズ)の創出促進及び実用化に向けた展開を図るため、公募により研究開発を推進。 ○我が国の先端研究分野において真に創造的・独創的な研究を推進し、世界最先端の研究成果をあげていくために不可欠な先端計測分析技術・機器の開発を推進。</p> <p>(政府研究開発投資の対GDP1%増) 平成18年度からの5か年を対象とした第3期科学技術基本計画が閣議決定された(平成18年3月28日)。本基本計画は、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を目指し、対象期間中の政府研究開発投資の総額の規模を約25兆円とすることが必要であるとしている。 現在、この着実な実施に向け、 ・若手研究者や女性研究者の活躍促進など優れた人材の養成・確保 ・基礎研究の充実と産学官連携を通じたイノベーションの創出 ・国家基幹技術を始めとする戦略重点科学技術の推進などを積極的に推進。 ・「分野別推進戦略」(平成18年3月総合科学技術会議決定)に示された戦略重点科学技術等の一層の推進を図りつつ、資源配分方針・優先順位付け等を通じた「選択と集中」を徹底して科学技術関係予算の充実・強化を図った。(18年度補正予算と19年度当初予算の合計額: 36,564億円(18年度当初予算比2.3%増)) ・日本社会に新たな活力をもたらす成長に貢献するイノベーションの創造に向け、「イノベーション創出総合戦略」(平成18年6月総合科学技術会議決定)を策定するとともに、平成19年2月には、イノベーション25に係る「中間とりまとめ」を公表。5月末に長期戦略指針「イノベーション25」がとりまとめられる予定。</p> <p>(宇宙基本法) 議員立法による、我が国の宇宙開発利用の推進等が盛り込まれた「宇宙基本法案(仮称)」の制定に向けた検討を実施。</p> <p>(海洋基本法) 議員立法による、海洋科学技術に関する研究開発の推進等が盛り込まれた「海洋基本法」が成立(平成19年4月27日公布)。今後、海洋基本法の施行を受けて、「海洋基本計画」の策定に向けた検討を実施。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・大学・大学院の高度人材育成、産学官連携、ベンチャー企業育成、重点科学技術の国際標準化など</p>	<p>○人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」を実現するため産学官連携の推進、産学官連携を通じたイノベーションの創出、産学官連携による産業技術人材の育成を行う。</p>	<p>(大学・大学院の高度人材育成)  ○国際競争力のある世界的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援。  (平成18年度COE採択件数:274件)  ○社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するため、大学・大学院における優れた組織的・体系的な取組を支援。  ○専門職大学院における高度専門職業人の育成を推進。(平成19年度設置数:106大学149専攻)  ○高度IT分野やものづくり分野等において、大学・高等専門学校における産学連携による人材育成を推進するための取組を支援。</p> <p>(産学官連携・ベンチャー企業育成)  ○大学・公的研究機関等の基礎研究に潜在するシーズ候補を産業界の視点で見出す機会を設け、シーズを顕在化させることを目的とした産学共同でのフィージビリティスタディを実施。また、顕在化したシーズについて、イノベーションの創出に資する目的で、産学共同による研究(マッチングファンド形式)を実施。(国立大学等における共同研究数 11,362件(平成17年度))  ○大学等における知的財産の創出・保護・活用を戦略的に実施するため、大学知的財産本部整備事業を43機関において実施。また、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官連携本部」を6機関において整備。  ○大学等技術移転促進法に基づきTLOを承認。(承認TLO数 43機関(平成19年4月現在(累計)))  ○大学等の研究成果を基にした起業及び事業展開に必要な研究開発を推進し、大学発ベンチャー創出を支援。大学等の研究成果について、革新的な研究開発型ベンチャーを活用した企業化開発を推進。(大学発ベンチャー数 1,347社(平成18年度3月末時点))  ○産学官連携に関する各種専門知識や実務経験等を有する人材(産学官連携コーディネーター)を、大学等のニーズに対応して配置。(産学官連携コーディネーター数 81名(平成19年4月現在))  ○産学官の人的交流を促進するため、産学官のトップを集めた産学官連携サミット、実務者レベルを集めた産学官連携推進会議を実施。  ○大学等の研究成果を産業界へ積極的に情報発信するためにイノベーション・ジャパン～大学見本市～を実施。</p>
	<p>・知的財産政策の強化  (世界特許の構築に向けた制度・運用の調和、相互承認、模倣品・海賊版対策の強化)</p>	<p>知財立国を確立するため、創設された知財高裁の活用、世界最高水準の迅速・的確性をもつ特許審査の実現。模倣品・海賊版拡散防止条約の締結などにより、知的財産の保護・活用環境整備をさらに推進するとともに、コンテンツを活かした文化創造立国への取組を強化する。</p>	<p>○わが国知的財産戦略全般の方向性を示す「知的財産推進計画2006」に党知的財産戦略調査会における議論を反映。  ○世界特許の構築に向けた制度、運用の調和については、各国政府との交渉やWIPO(世界知的所有機関)での議論を通じ進める。そのために、①「特許審査ハイウェイ」の拡大に向けた取組の推進②日米欧三極が主導する国際的な制度調和の推進③途上国に対する審査協力の推進、審査体制構築の支援を行う。  ○模倣品・海賊品対策の強化については、わが国が提唱している「模倣品・海賊版防止条約(仮称)」の早期実現を目指すとともに、関係省庁・産業界と連携しながら、相談・情報提供・キャンペーンなどを積極的に推進。さらに、アジア等での知的財産保護と模倣品対策の強化【14.8億円(14.0億円)】、アジア地域における海賊版対策等の支援【2.6億円(3.0億円)】を行う。  ○特許審査の迅速化・効率化に係る数値目標及びそれを達成するための重点施策を一体的にとりまとめた「イノベーション促進のための特許審査加速プラン2007」を策定。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・コンテンツ産業の育成、情報家電のネットワーク推進</p>	<p>○わが国の強みを基にした新産業の創造、ものづくり産業、匠の中 小企業の強化、文化芸術を世界に広めるコンテンツ産業の強化を 推進する。 ○映画やアニメなどのコンテンツを育成するため、高等教育機関へ のコンテンツ学科設置促進、放送コンテンツ流通における取引慣行 の是正、東京国際映画祭の拡充を行う。</p>	<p>○映画産業のさらなる振興、映画製作者の権利保護などを強化する「映画の盗 撮の防止に関する法律」を策定。 ○映画、アニメ、ゲームマンガ・キャラクター、TV番組等のマルチコンテンツを総 合的に発信する「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の開催【17.0億円(新 規)】</p>
<p>5. 持続可能な経済社会の実現 に向けた真に実効あるエネル ギー・環境政策の推進</p>	<p>・エネルギー政策と環境政策の一体的推 進 (エネルギー安全保障の観点から関連施 策・外交の展開、原子力政策の推進、エネ ルギー・環境技術開発の推進)</p>	<p>○脆弱なエネルギー供給構造を是正するため、石油・天然ガスの 自主開発、風力・太陽光の再生可能エネルギーの普及拡大、省エ ネルギーの徹底を総合的、戦略的に進める。 ○資源・環境制約の強まるなか、電量の安定供給体制を確立する ため、安全確保を大前提に原子力を基軸電源に位置付けると共 に、安全レベルを維持しつつ設備利用率の向上を図る。また、立地 地域との共生政策の充実、原子力エネルギー教育を推進する。高 速増殖炉の開発、核燃料サイクルシステムの確立、ITER等核融合 研究開発事業絵お着実に推進する。</p>	<p>○戦略的地域における自主開発の推進と供給源の多様化、我が国における権益 の保全、産油・産ガス国との多面的な協力関係の強化等、積極的な資源外交を 含む総合的な資源戦略を展開し、石油・天然ガスの自主開発を推進した。具体的 には、民間企業による石油・天然ガス開発に対する支援をリスクマネー供給の強 化等により図るとともに、中東諸国等の産油・産ガス国との首脳レベルを含めた 資源外交を展開する等の施策を着実に実施した。 再生可能エネルギーについては、導入補助の効率化、地域における集中的導入 の支援、技術開発の重点化、2014年度までの利用目標量(160億kWh)を設 定する等RPS法の着実な運用を行った。 ○省エネルギー対策については、住宅・建築物に係る省エネ措置の強化、輸送 事業者・荷主に対しエネルギー管理を促す制度の創設などを内容とする改正省エ ネ法を施行した。また、トップランナー制度の対象機器に新たな機器を追加するな ど適切に執行した。さらに、産業・民生・運輸部門の省エネ関連機器等の導入支 援、省エネ技術開発等の施策を推進した。 ○2030年以降も原子力発電が総発電電力量の30～40%程度以上とすること を目標とし、閣議決定された「エネルギー基本計画」において、原子力発電を基幹 電源として位置付けるとともに、原子力を着実に推進するため、①初期投資負担 の平準化などの原子力発電所の新・増設等の実現に向けた投資環境の整備、② 六ヶ所再処理工場のしゅん工、プルサーマルの推進及びその関連技術の開発など 核燃料サイクルの確立に向けた取組の推進、③カザフスタン等のウラン資源国 との互恵的關係構築を目指した資源外交の強化、④我が国企業によるウラン鉱 山開発支援枠組の整備、⑤高速増殖炉の早期実用化に向け関係者一体の協議 会の設置や実証炉開発の方針決定、⑥原子力発電の拡大と核不拡散の両立に に向けた国際的な枠組み作りへの積極的関与、⑦米国との戦略的關係構築など国 際的な政策協調の強化、⑧我が国原子力産業の国際展開支援、⑨次世代軽水 炉の開発や現場技能者の育成支援等による技術や人材の厚みの確保、⑩放射 性廃棄物対策の強化、⑪きめの細かい広聴・広報の実施等の政策を着実に実施 した。  ○放射性廃棄物対策については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 等の一部を改正する法律案」を通常国会に提出し、再処理施設等から発生する 長半減期低発熱放射性廃棄物のうち、地層処分が必要なものについて、高レベ ル放射性廃棄物の最終処分と同様の枠組みとなるよう制度化を図るとともに、海 外から返還される放射性廃棄物に関して、必要な制度的措置を講じる。また、高 レベル放射性廃棄物等の深地層中での処分を安全に実施するため、この最終処 分に係る安全規制を整備する。 ○立地地域との共生政策については、電源三法交付金制度や電源地域への企 業誘致補助制度等による、電源立地地域の振興、立地地域におけるシンポジウ ムや説明会等を通じた住民との対話の強化などにより、地域との良好な関係の 構築に取り組んだ。 ○原子力エネルギー教育については、小・中・高校生等を対象に、エネルギー問 題に対する理解を深めるための副教材の作成・配布や講師の派遣等を行った。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・地球温暖化対策の推進 (環境税、排出割り当てなど経済統制的な施策の排除、サマータイム導入、企業の自主行動の尊重、国民運動展開、米国、中国、インドを含めた新たな国際的枠組みの構築)</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○環境研究・環境技術開発の戦略的推進や環境ビジネスの振興を促進し、環境産業先進国を堅持するとともに、環境保護と経済成長が両立した活力ある経済社会の構築に資する。(055) ○京都議定書目標達成計画に盛り込まれた対策・施策を強力に推進するとともに、その評価・検証を行い、必要な追加的施策等について検討する。脱温暖化に向け、ライフスタイルを転換するための国民運動を展開する。(118) ○京都議定書の約束期間後(2013年以降)の次期枠組みについて、イニシアチブをもって米国や中国をはじめとするアジア地域の主要排出国等と国際交渉をまとめる。(119)</p> <p>【平成19年度税制改正大綱】 ○わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p> <p>【第16回統一地方選挙公約】 ○わが国の国際約束である温室効果ガス排出量6%削減の目標達成を目指すなかで、地域における取り組みを活性化するよう、再生可能エネルギー、省エネルギーの面的導入やバイオ燃料の生産・利用の拠点づくり、省CO2型のまちづくりへの助成等を行う。国民の日常生活から温室効果ガスの排出を抑制するため、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた運動を全国的に展開するとともに、地元の創意工夫を活かした温暖化対策の取り組みを支援します。 ○環境を守るための知恵や労力が経済的にも社会的にも報われるよう、金融のしくみを通じて地域における環境活動の促進、環境ビジネスの育成を目指すとともに、商品やサービスを購入する取り組みや契約に当たっての環境配慮を地方自治体や民間に広げる。また、環境保全に取り組む人材の育成や活動の場の提供を通じた再チャレンジ機会の確保、地域における環境教育・学習を推進する。 さらに、地域において産学官連携による環境技術の開発に取り組みほか、開発事業において環境配慮がなされるよう取り組みを進める。</p>	<p>○温室効果ガスを一定以上排出する者にその排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」を導入する、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を2006年4月1日に施行。 ○第164回国会に提出した法案は以下の通り。 ・「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律」が成立。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(地球温暖化対策推進法)」が成立。 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(フロン回収・破壊法)」が成立。 ○関係省庁、経済団体等の各主体間の情報交流等を促進するため、「地球温暖化対策に係る国民運動の運営会議」の開催やウェブサイト「温暖化防止ポータル」により広く国民に情報提供を行っている。さらに、エコドライブの普及促進など温暖化防止対策の国民への普及啓発を行っている。</p> <p>○環境税については、平成19年度党税制改正大綱の記述を受け、農林・経済産業・国土交通・環境の四部会からなる合同部会(四部会実務者会議)を本年4月に設置。地球温暖化対策に関する重要課題について合同で検討し、具体的対策をまとめ、そのうえで、必要となる財源の確保や税制改正、制度改正について四部会合同で取り組むこととしている。 ○平成19年度予算において、次の各種施策のための経費を措置。 ・環境ビジネスの振興促進のため、グリーン購入推進経費の拡大や、環境に配慮した金融の推進・環境保全に取り組む人材育成のための事業の創設 ・環境研究・技術開発の一層の開発・普及を図るため、競争的資金を拡充するとともに、地域の産学官連携による環境技術開発を促進するための予算を措置。また、「環境研究・環境技術開発の推進戦略の実施方針」をとりまとめた。 ・環境保全に関する専門的知識と経験を有する人材を環境カウンセラーとして登録し、広く活用する。また、誰もが容易に指導、学習することができる環境教育教材を作成し、地域社会における様々な場での活用を図る。 ・2050年頃の日本、アジアと地球の環境を見通した、環境政策の超長期のビジョンの策定 ・環境データの整備利用の推進、アセスメント制度の充実や戦略的環境アセスメントの推進等 ○京都議定書目標達成計画の対策・施策の進捗状況については、党地球環境委員会(清水嘉与子委員長)及び政府地球温暖化対策推進本部において点検を行い、必要に応じ施策の強化を図る。 ○京都議定書を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画の評価・見直しの検討を関係する審議会を進めているところ。</p>



優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>○19年度予算として、政府全体で京都議定書目標達成計画関係として以下のとおり措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書の6%削減約束に直接の効果があるもの 5,301億円</li> <li>・温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの 1,490億円</li> <li>・その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの 3,652億円</li> <li>・基盤的施策など 404億円</li> </ul> <p>○地域における取組を活性化させるため、平成18年度に以下の予算措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー高度導入地域整備事業 7.5億円</li> <li>・街区まるごとCO220%削減事業 4億円</li> <li>・メガワットソーラー共同利用モデル事業 4億円 等</li> </ul> <p>上記の事業を引き続き実施するとともに、新たに平成19年度の予算として、以下を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ燃料実用化地域システム実証事業費 27.8億円</li> <li>・エコ燃料利用促進補助事業 8億円</li> <li>・省CO2型都市づくりのための面的対策推進事業 2.5億円 等</li> </ul> <p>また、環境に優しいライフスタイルへの転換に向けた運動の展開、地元の創意工夫を活かした温暖化対策の取組の推進のため、平成18年度に以下の予算措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化大規模「国民運動」推進事業 30億円 等</li> </ul> <p>上記の事業を引き続き実施するとともに、新たに平成19年度の予算として、以下を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業 3億円 等</li> </ul> <p>○国民運動については、「チーム・マイナス6%」のもと、オフィスでの「クールビズ」・「ウォームビズ」の取組に加え、家の中での取組として「うちエコ」など、国民に具体的な行動を呼びかけるキャンペーンを行っている。</p> <p>○二酸化炭素の海底地層貯留による海洋汚染を防止するために許可制度等を設ける、海洋汚染防止法の一部改正法案を第166国会に提出。</p> <p>○地球温暖化対策法による、割当量口座簿の運用を本年3月から開始。</p> <p>○平成14年に策定された政府の実行計画の目標年度が平成18年度で終了したため、平成19年度から平成24年度までを対象とする新・実行計画を策定した。</p> <p>○地球規模での長期的な温室効果ガス排出削減に向けて、平成18年11月6日から11月17日に開催され気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)及び京都議定書締約国会合(COP/MOP2)において、京都議定書の第1約束期間後(2013年以降)の将来枠組みに関する議論を行うとともに、気候変動への適応問題や技術移転等の途上国支援等の合意への貢献を行った。</p> <p>○本年4月には、日中・日米首脳会談が行われた。日中首脳会談では、「環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」が発出され、日中が、2013年以降の実効的な枠組みの構築に関する過程に積極的に参加することを合意した。日米首脳会談では、「エネルギー安全保障、クリーン開発及び気候変動に関する日米共同声明」が発出され、首脳レベルで、気候変動問題に日米両国が積極的に取り組むことが表明された。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・循環型社会の構築 (廃棄物・リサイクル法制の整備、政府・自治体・消費者・事業者の役割分担)</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○各種リサイクル法の強化等、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、リサイクルの「3R」を推進し、ゴミゼロ社会の実現を目指す。アジア各国との政策対話や途上国への技術移転を通じ、3Rを国際的に展開する。(120)</p> <p>【第16回統一地方選挙公約】 ○資源を循環的に利用する地域社会づくりを促進するため、市町村が広域的に連携して循環型社会に向けた計画を策定し、リサイクルやエネルギー回収のための施設を整備する取り組みを支援する。 また、NPOや企業が連携して行う循環型社会形成の実証事業を実施する。 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設け一斉に監視活動を実施するなど、不法投棄対策を一層強化する。</p>	<p>○食品リサイクルに係る食品小売業や外食産業等の事業者の取組を促進するため、事業者に対する指導監督の強化とともに、事業者が食品廃棄物由来の肥料・飼料を用いて生産した農畜水産物を使用する場合に廃棄物処理法の特例を拡大する等の措置を盛り込んだ食品リサイクル法の改正案を第166回国会に提出。 ○平成19年度予算において、改正容器包装リサイクル法を受けてレジ袋の削減をはじめ容器包装に係る3Rの推進を図るため、容器包装に係る3R推進事業費(0.5億円)を措置 ○平成19年度予算において、市町村の自主性と創意工夫をいかし、地域における循環型社会づくりを支援するため、循環型社会形成推進交付金等(843億円)を措置。 ○平成19年度予算において、NGO/NPO等民間団体や企業等が連携して行う循環型社会の形成に向けた先駆的・独創的な取組をモデル事業として実施するエココミュニティ事業費(0.4億円)を措置。 ○平成19年度予算において、G8サミットの2008年日本開催を控えて行動計画案の作成等を行うとともに、アジア各国との政策対話や技術協力等を進めるため、3Rイニシアティブ国際推進費(1.2億円)を措置。 ○不法投棄監視ウィーク(5月30日～6月5日)を設定し、地方公共団体、関係省庁の連携の下で、監視活動などの不法投棄対策を国民的な運動として実施。</p>
<p>6. 公德心を持ち心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進</p>	<p>・日本の伝統や文化、歴史に関する教育の充実、公德心を養うための若者が社会活動に参加しやすい環境整備</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○子どもたちの未来のために教育基本法を改正 教育基本法を改正し、豊かな情操と道徳心にあふれ、正義と責任を重んじ、伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する心や公共の精神が身に付く教育を実現するとともに、家庭や地域の教育力の回復を期する。教育振興基本計画を策定し、わが国の目指すべき教育を進める。(025) ○「文化力」の向上と豊かなスポーツ環境の推進 伝統文化の活性化や地域の文化芸術活動の振興、新進芸術家の育成や日本映画等日本の強みを生かす分野の振興を図る。総合スポーツクラブの育成など「生涯スポーツ社会」実現のための環境の整備を進め、ナショナルトレーニングセンター中核拠点の整備などにより、世界で活躍する選手を育成する。(104)</p>	<p>(日本の伝統や文化、歴史に関する教育の充実) ○現行の学習指導要領では例えば、①音楽科で、我が国の古典音楽や和楽器等を取り上げ、②社会科で、我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、我が国の文化遺産について調べることをしている。 ○現在、中央教育審議会で行われている学習指導要領の見直しの議論において、教育基本法改正等を踏まえ、国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で必要な「我が国の伝統、文化を受け止めそれを継承・発展するための教育の充実の在り方」について検討中。 ○子どもたちが、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、伝統文化に関する活動を計画的、継続的に体験・習得できる機会を提供する「伝統文化子ども教室」を実施。(平成18年度:3365件採択) ○子どもたちが、学校において、優れた舞台芸術や伝統芸能に直に触れる機会を提供する「本物の舞台芸術体験事業」を実施。(平成18年度:866公演)</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・競争原理、評価制度の導入による学校改革、授業改革 (学校選択制の拡大、教育の受けてによる学校・教員評価、評価結果を反映した学校への予算配分・教員の処遇、学習指導要領の柔軟な運用、教員免許更新制の導入)</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○義務教育の質的向上のための教育改革 教員免許更新制の導入、専門職大学院制度の創設、新たな教員評価制度の確立などにより優れた教員を確保する。 義務教育の質的向上のため、国による学校評価ガイドラインの策定、外部評価システムの導入を進める。 また、義務教育の充実を国家戦略として位置づけ、必要な財源を確保する。(094) ○「確かな学力」と「豊かな心」の育成 「確かな学力」を育成するため、学習指導要領全体を見直し、家庭・学校・地域社会が一丸となった「豊かな心」の育成を推進する。 高等学校教科書の検定について必要性の有無を検討する。(095)</p>	<p>知を平成19年3月に発出。この通知により、児童の就学校が変更される可能性が高まり、事後的な学校選択が拡大されることとなった。</p> <p>(教育の受けてによる学校評価) ○自己評価や保護者等による外部評価の充実・定着を図るため、平成18年3月に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定。また、平成18年7月より開催した「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」での議論について、平成19年3月に中間とりまとめを行ったところ。さらに、学校教育法改正案第42条において、学校評価の実施とその結果に基づく学校運営の改善についての義務を規定。</p> <p>(教育の受けてによる教員評価) ○「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」を受けて、平成19年3月30日に文部科学省から各都道府県教育委員会等に通知を発出し、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度に係る運用上の工夫等について提示。 ○平成18年度より調査研究事業を実施し(45教育委員会に委嘱)、教員評価制度の一層の改善に取り組む教育委員会を支援。</p> <p>(評価結果を反映した教員の処遇) ○平成19年3月29日に出された中央教育審議会の答申において、各任命権者が進めている教員評価の結果を任用や給与上の措置などの処遇に適切に反映させるよう促し、教員の指導力や勤務実績が処遇上報されるようにしていくことが必要と結論。</p> <p>(学習指導要領の柔軟な運用) ○平成15年の学習指導要領の一部改正において、学習指導要領に示していない内容(発展的な学習)も指導できることを明確化。また、地方公共団体の判断で、学習指導要領によらない教育課程を編成・実施する構造改革特別区域研究開発学校設置事業を実施(平成19年4月現在99件)。なお、このような取組を踏まえ、現在、中央教育審議会で行われている学習指導要領の見直しの議論において、現場主義の観点から、教育の質の確保に留意しつつ、教育課程上の学校の裁量を拡大することについて検討中。</p> <p>(教員免許更新制の導入) ○平成18年7月、中央教育審議会において、教職課程の質的水準の向上、教職大学院制度の創設及び教員免許更新制の導入等を提言した「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(答申)を取りまとめ。現在、国会において、教員免許更新制導入等のための教育職員免許法改正法案について審議中。</p>
	<p>・株式会社による学校等の参入促進</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○構造改革特区の推進 経済の活性化を図るため、今後も定期的に提案募集を行い、一つでも多くの地方団体や民間の提案を実現するとともに、成果のあった特区を全国展開する。(061)</p>	<p>○構造改革特区において、株式会社が学校を設置する場合、必要な資産の保有や、情報公開、セーフティネットの構築等の措置を講じることを条件に、これを認める特例を実施。 (構造改革特区において設置されている株式会社立学校数 中学校1校、通信制高等学校14校、4年制大学3校、専門職大学院4校(平成19年4月現在))</p>
	<p>・高等教育機関における評価制度の充実と予算配分への反映</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○個性輝く大学づくりの推進 「知の創造と承継の拠点」である大学・大学院の教育研究機能の格段の向上を図ることにより、国際競争力を強化し、わが国の知的基盤を充実させる。(097)</p>	<p>○国立大学法人評価委員会において定めた「実施要領」を基に、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、教育研究評価の基準・方法等の検討を含めた評価の実施準備を鋭意推進。 ○評価結果については、次期中期目標期間の運営費交付金の算定に適切に反映させる予定。 ○私立大学等経常費補助金においては、各私立大学における定員の充足状況、教員組織の整備状況、自己点検・評価の実施及び公開状況等に応じて補助金額を増減させるなど、メリハリのある資源配分を実施。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
7. 個人の多様な力を活かす雇用・就労の促進	<p>・女性、高齢者を含めた多様な価値観を反映した雇用・就労形態の整備</p>	<p>【自民党政権公約2005】            ○女性の能力を十分発揮できる雇用環境を整備するため、妊娠や出産を理由とする不利益取扱いの禁止や、女性の坑内労働に対する規制の緩和などについて、改正法案を提出する。子育て等で仕事を中断した女性の再就職や起業を支援する新政策を策定し、着実に実施する。(021)</p> <p>【統一地方選挙公約2007】            ○熟練の腕を活かした再就職や、農林漁業への就業の支援等、高齢者や団塊の世代の活躍の場を拡大する。</p>	<p>○労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲の拡大等を内容とする、男女雇用機会均等法の改正法が第164回通常国会において成立し、平成19年4月1日より施行された。</p> <p>また、2006年度に起業に関する様々な情報提供等、起業を目指す女性を支援する専用サイトを開発したところであり、2007年度よりその運用を開始することとしている。</p> <p>○平成18年4月1日から、改正高年齢者雇用安定法により、高年齢者雇用確保措置が各事業主に義務づけられ、平成18年6月1日現在で、51人以上規模企業81,382社のうち84%の企業が、改正高年齢者雇用安定法に沿った雇用確保措置(「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」)を実施済である。平成19年度からは、「70歳まで働ける企業」の普及促進を図るため、企業の先進事例の収集・情報提供や事業主に対する相談援助等を行う「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトを実施するとともに、中小企業における65歳以上への定年の引上げ等の導入を促進するための助成措置を講じている。</p> <p>○高齢者の意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を提供するシルバー人材センター事業を推進している。さらに平成18年度からは、「団塊の世代」を中心とした高年齢者に対してシルバー人材センターで扱っている仕事の就業体験等を実施している。平成18年9月現在、シルバー人材センター事業の会員数は約77万人となっている。</p>
	<p>・ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の実現 (ホワイトカラー・エグゼンプション制度などによる勤務形態の柔軟化)</p>	<p>【2007年統一地方選挙公約】            ○子育て生活に配慮した働き方の改革            子育てとの両立など仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取れた働き方ができるよう、長時間労働の是正やテレワークの推進、育児休業や子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの推進など、働き方の改革を推進する。</p> <p>(平成19年2月6日与党合意)            ○我が国の事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度の在り方について検討を行う。</p>	<p>○育児・介護休業法に基づく育児・介護休業制度や勤務時間短縮等の措置の普及・定着、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・実施の促進、仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができるファミリー・フレンドリー企業の表彰など、ファミリーフレンドリー企業の普及促進等に取り組んでいる。</p> <p>○労働時間等設定改善法に基づき、労使の自主的な取組を促進するため、中小企業団体に対する指導、援助及び助成等を行い、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進を図り、仕事と生活の調和を推進している。</p> <p>○テレワークの普及促進を図るため、周知啓発や相談体制の整備等を行っている。</p> <p>○今後、雇用・生活調査会において、我が国の事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度の在り方について検討を行うこととしている。</p>
	<p>・企業・職場の実態に即したパートタイム労働対策</p>	<p>【自民党政権公約2005】            ○短時間正社員制度の導入促進、パートタイム労働者の処遇の改善、正社員への転換制度の普及・定着等、パートタイム労働対策を充実・強化する。(037)</p>	<p>○すべてのパートタイム労働者を対象として、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡ある待遇の確保、通常の労働者への転換の促進等を図るパートタイム労働法の改正案を第166回国会へ提出。</p> <p>○平成19年度予算において、正社員とパートタイム労働者の均衡処遇を推進するため、新たに短時間労働者均衡処遇推進助成金を創設するとともに、短時間正社員制度の導入を推進するため、事業主団体によるモデル事業を実施。</p>
	<p>・民間委託による職業紹介・相談、能力開発の対象拡大</p>	<p>【自民党政権公約2005】            ○公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共職業サービス効率化法(市場化テスト法(案)(仮称))」を17年度中に国会に提出するため、準備に着手する。(003)            ○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」(平成18年法律第51号)に基づき、市場化テストを実施。</p>	<p>○第164回国会において競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案が可決・成立。平成19年4月より、人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業について市場化テストを実施。</p> <p>○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」(平成18年法律第51号)に基づく、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する「アビリティーガーデン」における職業訓練事業の市場化テストについては、開発・試行実施終了後一定期間が経過した在職者訓練6コースについて、平成19年4月から事業を実施。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・若年雇用の促進 (職場体験、インターンシップの推進、省庁間の連携)</p>	<p>【統一地方選挙公約2007】 ○就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーターなどに対し、新たな就職・能力開発支援を行うとともに、新卒一括採用システムの見直しなど、若者の雇用機会の確保に取り組む。</p>	<p>○平成19年度においては、新卒採用が特に厳しい時期、いわゆる就職氷河期が就職活動の時期に当たり正社員となれず、フリーターにとどまっている若者(年長フリーター(25歳～34歳))に対して、ジョブクラブ(少人数の会員制)方式による集団的な就職支援の実施等、年長フリーターの正規雇用化の支援に重点をおいた「フリーター25万人常用雇用化プラン」を推進するとともに、ニートをはじめとする若者の働く意欲を高めるため、「若者自立塾」事業の推進や、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行い、地域の若者支援機関のネットワークを活用した自立支援を実施する「地域若者サポートステーション」の拡充等に取り組むこととしている。なお、平成18年度に実施したフリーター25万人常用雇用化プランにおいては、25.2万人の常用雇用を実現(平成18年12月現在(速報値))したところである。 ○雇用対策法を改正し、若者の募集方法の改善等による雇用機会の確保等を図る。また事業主が適切に対処するために必要な指針を策定する。(第166回通常国会提出) ○インターンシップについては、大学生を対象として、事業主団体にインターンシップ受入企業開拓等の事業を委託し、その推進に努めており、平成18年度において、約7千2百件の受入企業を確保し、約3千9百の企業で約1万2千人の学生が参加したところである。また厚生労働省において、小中高校生を対象に就業体験を行うジュニア・インターンシップを実施しており、文部科学省の「キャリア・スタート・ウィーク事業」との連携の下、平成18年度において、約1万9千の企業の協力の下、約5万9千人が参加しているところである。</p>
	<p>・雇用保険三事業、労災保険福祉事業の廃止、縮小</p>	<p>【自民党政権公約2005】 ○非効率な特別会計や特定財源について、事業のあり方や経営形態の観点も踏まえ、聖域なく抜本的に見直すこととし、早期に「特別会計整理合理化計画」を策定する。(009)</p>	<p>○今通常国会において、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、雇用保険制度及び労災保険制度の改正を行った。 ○労働福祉事業については、「労働条件確保事業」を廃止するとともに、事業名を「社会復帰促進等事業」に変更した。また、個別の事業ごとに徹底した見直しを行い、平成19年度予算に反映させた。社会復帰促進等事業については、引き続き各事業の合目的性と効率性を確保するため、費用負担者である事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)の意見を聞きながら、PDCAサイクルによる目標管理を行い、各事業ごとの精査を継続的に実施していくこととしている。 ○雇用保険三事業については、雇用福祉事業を廃止した。また、平成18年度には、失業等給付に資する観点から個別の事業ごとに徹底した見直しを行い、平成19年度予算に反映させた。今後とも、引き続き、費用負担者である事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)の意見を聞きながら、PDCAサイクルによる目標管理を行い、各事業ごとの精査を継続的に実施していくこととしている。</p>
	<p>・試行雇用の促進による障害者雇用</p>	<p>【統一地方選挙公約2007】 ○障害のある方々が障害のない方々と同じように生活できる社会を目指す。雇用・福祉・教育の連携による就労支援を強化する。</p>	<p>○改正障害者雇用促進法により、精神障害者に対する雇用対策強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携による就業支援等を推進している。平成19年度から、ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国展開するとともに、障害者の就労サービスに係るワンストップ相談窓口を全国47のハローワークに開設している。 ○企業の実態に即したトライアル雇用の効果的活用を図っており、事業実績(平成18年度)は、開始者数6,826人、常用雇用移行率83.0%となっている。この他にも、職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用、障害者就業・生活支援センターの拡充・増設等により職場定着支援を図っている。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・外国人材の受け入れ (専門的・技術的分野、供給不足分野への受け入れ推進、研修・技能実習制度の見直し、在留・就労管理の一元化)</p>	<p>○外国人の在留管理について、治安対策特別委員会での議論を経て、平成17年6月に「新たな入国管理施策への提言」を発表し、不法滞在者の半減を目指して、厳正な管理を基本とした具体的な方策を示したところ。 ○また、外国人労働者問題について、「自民党外国人労働者等特別委員会」が、平成18年7月にとりまとめを行ったところ。</p> <p>【外国人労働者に関する方針について】(平成18年7月18日外国人労働者等特別委員会) ○外国人研修・技能実習制度の改善 ・研修・技能実習の内容、失踪や賃金不払い状況、労働・社会保険法令の遵守状況等に関して、受入れ組合や受入れ企業に対するチェック体制を強化する。また、不正受入れ機関への処分措置を強化する。 ・(財)国際研修協力機構の業務については、できるだけアウトソーシング等を図り、管理・指導業務等に集中できるよう、役割等の再構築を検討する。 ・現行の3年間では十分な技能の修得が進まない分野が出てきているため、本人と受入れ側の双方が、より高度な技能習得を希望する際には、再度入国して2年間技能実習が受けられるよう、定着化の防止等にも留意しつつ、制度化を図る。</p>	<p>○左記の提言を受けて、政府において、犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を設置し、関係省庁が集まり、的確な外国人の在留管理が行われるよう議論・検討を行っているところである。 ○外国人労働者問題について、政府においても、副大臣会議にプロジェクトチームを設置し、とりまとめを行ったところ。 ○「外国人雇用状況報告制度」の義務化等について盛り込んだ改正雇用対策法案を国会に提出した。(第166回通常国会) ○厚生労働省において「研修・技能実習制度研究会」を設置し、制度の適正化や在り方に関する事項について、問題点の整理・検討を行った結果、制度の見直しの方向性について一定のとりまとめとして中間報告をとりまとめた。(平成19年5月11日) 今後、法務省、厚生労働省等の関係省庁において、具体的な制度設計について調整を行う予定。</p>
<p>8. 道州制の導入の推進と魅力ある経済圏の確立</p>	<p>・2015年を目処に道州制導入の推進(総理の下に検討組織の設置、推進計画、工程表の作成)</p> <p>・地方分権改革、国・地方を通じた行財政改革の推進</p> <p>・社会資本の整備 (地域の発意と広域的な連携、改正PFI法運用ガイドラインの整備)</p>	<p>【自民党政権公約2005】(018、019、020) ○地方分権のさらなる推進、道州制導入の検討を促進 地方自治および国の統治のシステムを効率的でスリムなものに再構築するため、道州制導入を検討する。また、その先行的試みとしての北海道道州制特区を推進する。</p> <p>【自民党政権公約2005】(018、019、020) ○地方分権のさらなる推進 ○地方の行政改革を徹底して実施 ○市町村合併をさらに推進</p> <p>○都道府県を超える広域的な基盤整備や拠点となる民間施設の整備を支援し、広域的な地域ブロックの自立、活性化を促進する。 ○中央官庁庁舎、羽田空港国際線地区や航空保安大学校移転等のPFIによる整備、公共荷さばき施設等の整備への融資による整備促進など、PFI手法の活用に取り組む。</p>	<p>道州制の導入に向けて、党道州制調査会では、平成17年7月に「中間報告」をとりまとめ、本年から5小委員会を設け、さらに具体的な検討を行い、6月中に第2次中間報告をとりまとめる。日本の新たな活力をつくるには、「地方の自主・自立」と「地方への権限の分散」こそが必要であり、また地球規模での国家間競争に勝ち抜いていくには、国としての機能の重点化・充実強化と各圏域が自立した経済圏として発展していくことが不可欠であるとの認識のもと、今後も、さらに政治主導により議論を深め、国民世論を喚起しつつ、新たな国家像ともいべき、道州制の姿を示していきたい。 なお、道州制特区推進法は、昨年12月成立したが、北海道からの権限移譲等の提案については、全面的な支援を行なう。</p> <p>○さらなる地方分権推進のため、昨年成立した地方分権改革推進法に基づき、三年以内の分権一括法案の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与のあり方を見直しを徹底して行うとともに、補助金、交付税、税源配分の見直しを進める。また、地方公務員の定数削減・給与の適正化など地方行革を進める。さらにこれからのわが国の内政において、基礎自治体である市町村が中心となって地方自治を担っていくことが重要であるため、市町村合併を円滑に進めつつ、合併後のまちづくりにも積極的な支援を行なう。 ○公務員人件費の削減、市場化テストの対象事業の拡大、独立行政法人改革、特別会計改革、政策金融機関の改革等を通じて、大きく国の財政健全化に資する。 ○「広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律」を制定し(第166回国会)、民間と連携した地域の発意によるハード・ソフト一体となった広域的な地域活性化の取組を総合的に支援する「地域自立・活性化総合支援制度」を創設した。 ○民間の資金・能力の活用による、効率的かつ効果的な社会資本の整備・管理、質の高い公共サービス提供のため、PFI方式の導入を推進している。具体的には、中央合同庁舎第7号館や羽田空港国際線地区等の整備等を実施中である。また、公共荷さばき施設等の整備に係る不動産取得税の課税標準を1/2とする税制特例措置を平成19年度末まで延長したほか、地方公共団体が実施するPFI事業にも補助金等による財政支援を実施している。今後とも、PFI制度及びその運用の改善に向けて、各種情報発信等を通じ積極的に取り組む所存。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・都市や地域の魅力、競争力の向上 (税制上の支援、安全・安心な都市・地域作り、産業クラスターの形成、中小企業の自立と活力向上など)</p>	<p>○全国に設置された「中小企業再生支援協議会」を軸として、きめ細かく中小企業の再生を支援します。事業再生支援のための金融の拡充など様々な施策を結集して支援するとともに、中小企業再生支援協議会の機能強化を図るなど、中小企業の再生支援を強化。</p> <p>また、商店街の活性化を図り、住みやすく、コンパクトで賑わいあふれ、若者からお年寄りまであらゆる世代から愛されるまちづくりを進めることが重要である。</p> <p>このため、改正中心市街地活性化法の適切な運用を図るとともに全国の商店街において、少子高齢化等に対応する商業基盤施設の整備や空き店舗を活用した託児施設・高齢者交流施設の設置・運営等に対する支援の他、中小小売商業者等の意欲的な取組を支援する。</p> <p>○優良な民間都市開発への支援の拡充等により民間の力による都市再生を推進する。</p> <p>○地域の知恵と工夫を生かした活力あるまちづくりを支援し、全国各地におけるにぎわいを創出する。</p> <p>○活力ある都市活動等を実現するために地域の公共交通の再生・活性化を図る。</p> <p>○防災上危険な密集市街地のリノベーションを緊急的に推進する。</p>	<p>○全国47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」を軸として、きめ細かく中小企業の再生を支援します。平成15年2月の設立以降、1万社以上の企業からの相談に応じ、1,248社の再生計画の策定支援が完了し、約8万2千人の雇用が確保されるなど、着実に成果が上がっている。</p> <p>今年度より全国の中小企業再生支援協議会の活動を支援する全国組織を設置し、全国的な再生人材の活用促進や各協議会に対する助言、各種手続や対応の標準化、成功事例等のノウハウの共有など再生支援協議会の機能強化を図り、多様化・複雑化する事業再生ニーズに的確に対応。</p> <p>○引き続き、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進に努めるとともに、平成18年4月より各信用保証協会に新設された「再生審査会」の承認を得た案件に対する求償権消滅保証を実施するなど、中小企業者の再生支援を強化しております。また、平成19年度より再生計画認可前の中小企業者を対象に拡充した融資・保証を実施するため財投要求・法案提出を行っている。</p> <p>○コンパクトで賑わいあふれるまちづくりを進めるため、去る第164回通常国会において改正した中心市街地活性化法の周知徹底を図るとともに、中心市街地の活性化に取り組む地域に対する指導・助言等を行い、全国で2地域の基本計画が認定されております。中心市街地における商店街等の活性化に対して、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」(予算額5,905百万円、交付件数22件)等により支援を行っている。</p> <p>また、全国の商店街における少子高齢化等に対応する商業活性化への取組に対して、「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」(予算額2,890百万円、交付件数69件)等により支援を行っている。</p> <p>○民間都市再生事業計画(平成19年4月1日現在、全国65地域・6,612haが指定されている都市再生緊急整備地域において25計画を認定)の大臣認定申請期限を延長すること等を内容とする「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を第166回国会において成立させたほか、まちづくり交付金と連携した民間都市開発に対する出資の支援制度について、面積要件の緩和や既存建築物の改築等も対象とする拡充を行った。</p> <p>○地域の創意工夫を活かした全国都市再生の推進をより一層図るため、まちづくり交付金(平成19年4月1日現在、全国764市町村・1,326地区において活用)の事業規模の拡大を図り、平成19年度よりまちおこしセンターや、子育て世代活動支援センターの整備を基幹事業として支援するとともに、住民やNPO等のまちづくり活動等の提案事業を活用し、にぎわい創出力を強化した。</p> <p>○「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案」(現在第166回国会において審議中)を成立させ、市町村を中心とした地域の関係者が協働して創意工夫によって実施する地域公共交通の活性化や再生のための取組みを、法案に基づく各種の措置、新規予算「地域公共交通活性化・再生事業」等の関係予算の重点配分、地方財政措置、必要な情報の提供、人材育成などにより、総合的かつ強力に支援する。</p> <p>○第166回国会において「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」等の改正により道路等と一体的に整備される受け皿住宅等の建築に係る規制の合理化等を行ったほか、関連する予算制度の創設・拡充、税制上の特例措置の創設等を実施し、防災上危険な密集市街地のリノベーションを緊急的に推進している。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・大都市圏の交通・物流などの基盤整備 (首都圏三環状道路の整備、港湾・空港へのアクセス改善など)</p>	<p>○都市構造の再編を図るための環状道路等の整備 ○大都市圏における空港及び国際港湾の機能強化と空港アクセスの利便性向上 ○既存ストックを有効活用した都市鉄道ネットワークの利便性向上 ○航空物流機能の高度化 ○スーパー中枢港湾プロジェクトの推進、アジア域内物流の「準国内」物流化に対応した物流システムの構築等による物流改革 ○多目的国際ターミナルプロジェクトの推進等による地域の活性化 ○国際空港・港湾等と連携した物流拠点の配置・活用</p>	<p>○都市の国際競争力を確保していくため、都市再生プロジェクトとして決定している大都市圏の環状道路や国際空港・港湾の早急な整備等を推進するほか、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しつつ連絡線の整備等により利便性を向上させる施策の推進を図るとともに、空港・港湾へのアクセス道路・鉄道の整備を図る。 ○国際物流に対応する需要に応えるため、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、スーパー中枢港湾プロジェクトの推進をはじめ国際ユニットロードターミナルの整備を図るとともに、臨海部にコンテナターミナル等と一体的に機能する高度で大規模な物流拠点(ロジスティクスセンター)の形成等を促進する。このため、物流施設の立地の支援、特殊シャーシ等のコンテナターミナル等との一体運用、及び公共インフラの整備等を推進し、物流の効率化・シームレス化を図る。また、小口貨物の積替を行うための施設整備等の支援を行うほか、道路・港湾等と連携のとれた流通業務効率型の物流拠点施設の整備、国際標準コンテナ車が支障なく通行可能な道路ネットワークの構築などを推進する。 ○国民生活や基盤産業を支える鉄鉱石、石炭、穀物等のバルク貨物や機械の安定的かつ低廉な輸送を確保し、地域経済の活性化と雇用の確保を支援するため、多目的国際ターミナルの整備等を推進する。 ○「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年10月施行)を活用し、港湾、高速道路等の交通インフラ周辺に高度のロジスティクス機能を有する物流施設の整備を促進する。</p>
	<p>・観光立国の推進 (国際空港の早期拡充、ビザ発給手続きの簡素化・透明化、対外プロモーション活動の充実、観光開発に関わる人材育成などによる外国人観光客の拡大)</p>	<p>○観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昨年わが党が中心となって「観光立国推進基本法」を制定した。今後とも2010年に訪日外国人旅行者を一千万人にするため国際会議の誘致等を含め「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の高度化により外国人観光客の訪日を促進するとともに、国内観光旅行の促進、国際競争力の高い観光地の形成等のための観光ルネサンス事業の拡充、新たな顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえたニューツーリズムの創出と流通の促進、国内観光地へのアクセス等を強化する道路の整備等により魅力ある観光地・観光産業の創出を図る。また、国際観光振興や経済活性化に効果的な総合エンターテイメント導入のための検討を進める。 ○羽田空港の再拡張事業の着実な推進や成田国際空港、関西国際空港の整備の推進により、大都市圏の空港容量の確保と国際拠点としての機能強化を図る。</p>	<p>○観光立国推進基本法の施行 観光基本法を全面改正する「観光立国推進基本法」が成立し、平成19年1月より施行されている。今後、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法に基づき、「観光立国推進基本計画」を策定することとしている。 ○ビジット・ジャパン・キャンペーン等の高度化 観光立国の実現に向け、日本を訪れる外国人旅行者数を2010年までに倍増させて1,000万人にするとの目標を達成するため、平成15年から官民一体となってビジット・ジャパン・キャンペーン等を実施している。平成18年の訪日外国人旅行者数については、対前年比9.0%増の733万人となり、過去最高となった。 ○国際会議の誘致 今後5年以内に、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指すとの目標達成に向けて、各省庁の取り組みを進めており、国を挙げて誘致・開催に取り組むべく、必要な方策を検討している。 ○観光ルネサンス事業の拡充 ・訪日外国人旅行者の受け皿となる地域の魅力の増進を図るため、外国人受入環境整備事業や人材育成事業等、地域の民間組織による知恵と工夫に富んだ観光地づくりの取り組みを支援する観光ルネサンス補助制度において、平成18年度は新規に8件を選定した(平成17年度からの継続案件は11件)。平成19年度は、新たに地域に根付く産業・文化・歴史・暮らしを活かした地域ぐるみで行われる観光サービスの起業等を支援する「手づくり観光サービス創造支援事業」及び外客の満足度向上を通じたリピーター客等の増加に資する「外客満足度向上事業」を重点分野として位置づけ集中的に支援する。 ・観光地域づくりを担う人材を育成・登録し、地域への橋渡しを行う「観光地域プロデューサー」事業を実施する。</p>



優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>○首都圏における国際競争力の強化、国内航空ネットワークの充実等を目的とした羽田空港の再拡張事業を進めるとともに、成田国際空港の北伸による平行滑走路の整備(2,500m化)など、観光交流の基盤たる大都市圏拠点空港の整備を重点的に推進する。これらを通じて、羽田空港と成田国際空港の一体的な運用による首都圏国際空港の24時間化の実現を図る。</p> <p>○関西国際空港において、2007年8月の第2滑走路供用に伴い、我が国初の「複数の長大滑走路+24時間運用」というグローバルスタンダードに適った国際拠点空港が誕生する。また、国際・国内乗継ぎ機能に優れた関西国際空港・中部国際空港の活用を推進し、国際航空ネットワークの拡充を図る。</p> <p>○我が国の重要なゲートウェイである成田国際空港を核とした観光交流促進プログラムの策定に向け、平成18年11月より、国土交通省・関係自治体・成田国際空港(株)・有識者から構成される検討会を実施(計3回)するとともに、訪日外国人に対するアンケート調査及び関係事業者に対するヒアリング調査、並びに千葉デスティネーション・キャンペーンとの連携による体験型モニターツアーを実施した。</p> <p>○日本国内に豊富に存在する名勝や史跡、温泉等に恵まれた観光地へのアクセスや観光地間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る規格の高い道路等の整備を推進する。</p>
	<p>・良質な住宅提供 (新耐震基準、バリアフリー化、環境基準を満たす住宅の取得、建設・改修に関わる住宅投資減税)</p>	<p>○東海地震等の死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、平成27年までに住宅の耐震化率を9割に引き上げるとともに、京都議定書目標達成計画において、平成20年度までに新築住宅の5割を省エネ基準に適合させることを目標としている。</p> <p>○住宅のリフォームを支援すること等によりバリアフリー化を推進する。</p>	<p>○新耐震基準を満たさない住宅・建築物の耐震改修を促進するため、平成17年度に、耐震改修促進法の改正及び住宅・建築物耐震改修等事業の拡充を行い、平成18年度に、耐震改修促進税制を創設した。</p> <p>○住宅金融支援機構の証券化支援事業において省エネルギー性の高い住宅への金利の引き下げを行うなど、引き続き省エネルギー性の高い住宅の更なる普及を促進する。</p> <p>○平成19年度税制改正において、高齢者等が居住する住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合に所得税や固定資産税を軽減する住宅のバリアフリー改修促進税制を創設した。</p>
	<p>・治安・防犯対策 (地域社会のネットワークを生かした犯罪抑止力向上、省庁の枠を超えた危機管理体制の強化、政府、企業、住民との連携)</p>	<p>【自民党政権公約2005】 073. 犯罪のない世界—安全な国づくり 20年までに治安の危機的状況から脱却するため、政府をあげて総合的な治安対策を集中的に実施する。</p>	<p>○党の「提言」を受け、平成15年9月以降、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が8回開催されており、同会議で決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)や「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月28日)の推進が図られている。</p> <p>また、同会議と青少年育成推進本部との合同開催により決定した「子ども安全・安心加速化プラン」(平成18年6月20日)をはじめ、「人身取引対策行動計画」(平成16年12月14日)や「犯罪から子どもを守るための対策」(平成17年12月20日、18年12月19日改定)などについても、犯罪対策閣僚会議におけるフォローアップ等を通じ、政府を挙げてその着実な推進が図られている。</p> <p>さらに、現在、犯罪対策閣僚会議の下に、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」及び「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」が設置されて検討が進んでいるなど、時宜に応じた有効適切な対策が総合的かつ積極的に推進されている。</p> <p>○緊急事態に際しては、官邸が司令塔となって関係省庁の機能を生かしながら政府全体として総合力を発揮する危機管理体制を一層、整備・強化するとともに、災害対策や国民保護等各種計画の整備や訓練を通じて、企業、住民との連携を進める。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
9. グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進			<p>&lt;地域社会のネットワークを活かした犯罪抑止力の向上&gt;  ○防犯ボランティアをはじめとする地域の方々に対し、犯罪情報の提供を行うなど地域との緊密な連携を行っているほか、本年度は、全国431地区で「地域安全安心ステーション」モデル事業を実施することとしているなど、自主防犯活動の支援に取り組んでいる。  ○警察庁及び各都道府県警察では、平成16年から3か年計画で、地域住民の理解を得ながら「空き交番」を解消するための取組を進めてきたところ、本年4月には、すべての都道府県警察で「空き交番」が解消された。</p> <p>&lt;省庁の枠を超えた危機管理体制の強化等&gt;  ○警察と防衛省・自衛隊とは、これまで、武装工作員の侵入事案等に際して治安出動命令が発せられた場合に、円滑かつ緊密に連携して対処し得るよう、各種協定を締結するとともに、共同図上訓練、共同実動訓練を実施している。  ○警察と海上保安庁とは、連携して原子力発電所等に対する警戒警備に当たっており、原子力発電所等が設置されている道県において共同訓練を実施するなど、引き続き緊密な連携を図っている。  ○国土交通省と鉄道事業者等がメンバーとなって設置されている鉄道テロ対策連絡会議に警察庁がオブザーバーとして参画し、必要なアドバイスや情報交換を行っている。</p>
	・WTO新ラウンドの本格的再開と早期妥結	WTO交渉の早期妥結に向けて積極的に貢献する。	○WTO交渉は、2006年7月に一旦中断したものの、2007年1月末から本格的に再開した。現在は、交渉の早期妥結に向け各国間及びジュネーブでの交渉に精力的に取り組んでいる。 ○農業分野については、「多様な農業の共存」を基本理念として臨み、世界最大の食料純輸入国の立場で、重要品目を始めとする農業交渉の主要課題について、今後とも積極的に交渉に参画する。交渉においては、我が国の主張がドーハ・ラウンドの成果に最大限反映され、全体としてバランスの取れた結果が得られるよう、努める。また、林野、水産の分野についても、地球規模の環境問題や有限天然資源の持続的利用の重要性を踏まえた貿易の推進を目指し、努力する。

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・農業を含む国内産業の競争力強化と成果の交渉への反映</p>	<p>○農業・農村における農業従事者の減少・高齢化などによる農業の生産構造の脆弱化の進展の中で、将来にわたり、安定的に食料を供給できる体質の強い農業を実現するため、意欲と能力のある担い手が農業生産の相当部分を担うよう、農業の構造改革を推進。</p> <p>○WTO農業交渉については、わが国は、「多様な農業の共存」を基本理念とし、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指して交渉に臨んでおり、我が国の主張が十分反映され、今次ラウンドが成功裡に終結するよう、取り組む。また、EPA・FTA交渉については、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、各国・地域との交渉を推進します。特に、農業大国である豪州とのEPA・FTA交渉については、「守るべきもの」はしっかり「守る」との固い方針の下、粘り強く対応していく。</p>	<p>○農業の構造改革を加速化するため、意欲と能力のある担い手を対象とした品目横断的経営安定対策を19年産から実施。また、19年度から従来の発想を超えた斬新な手法で担い手ニーズに即した支援を集中的・重点的に実施。</p> <p>○第164通常国会において、農政改革関連3法案である「農業の担い手に対する経営安定のための交付金に関する法律」が成立・公布。19年4月より施行。</p> <p>○生産条件不利補正対策【1,395億円】 （品目横断的経営安定対策（19年産総額）【1,700億円】）</p> <p>○担い手育成・確保支援対策【176億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手アクションサポート事業【35億円】</li> <li>・スーパーL資金等の無利子化措置【（農山漁村振興基金からの利子助成）9億円】等</li> </ul> <p>○税制特例（農業経営基盤強化準備金）</p> <p>○貿易立国である我が国にとって、世界各国との間で緊密な協力関係を築き、貿易自由化や経済活性化を推進する観点から、WTOとこれを補完するEPAを車の両輪として着実に進めていく。</p> <p>WTOドーハ・ラウンドについては、昨年7月末に交渉が中断したものの、交渉再開に向けて関係各国に官民が連携して働きかけ、今年1月末の交渉の本格的再開につながりました。今年中の交渉妥結に向けて積極的に取り組んでおります。</p> <p>他方、EPA・FTAについても、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」との考えの下、戦略的かつ前向きに各国との交渉に対応してまいります。日豪EPAについては、平成18年12月の首脳間の電話会談で交渉入りに合意し、19年4月から交渉を開始。</p>
	<p>・東アジア、資源・エネルギー・食料供給国・地域とEPAの推進</p>	<p>○「多様な農業の共存」というWTO農業交渉に当たっての我が国の基本理念と整合性を図りつつ、アジアなど海外の活力を日本に取り込み、共に成長するため、EPAへの取組を強化。</p> <p>豪州とのEPAについては、日豪間の包括的な戦略的関係を強化するといったメリットが期待される一方、豪州は農業大国であることから、国内農業への影響を十分踏まえ取組。</p> <p>○わが国の経済連携協定は、シンガポール・メキシコ・マレーシア・フィリピンと着実に進展しています。今後も、アセアン諸国、チリ、インド、スイス、GCC(湾岸諸国)など、さらなる交渉の加速化を目指します。また、日中韓の投資協定交渉を推進し、三国の連携強化を図る。</p>	<p>○各国・地域とのEPA交渉に引き続き積極的・戦略的に取組。その際、国内農林水産業への影響も十分踏まえ、その体質強化の進捗に留意。このような取組の下、これまで3カ国との間で協定発効、3カ国との間で協定に署名、2カ国との間で大筋合意に達し、このほか7カ国と交渉中。</p> <p>特に交渉中である日豪EPAについては、我が国農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す。</p> <p>なお、米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討。</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・ODA、政策金融の通商戦略の一環としての活用 (資源・エネルギー関連分野、途上国のインフラ整備など)</p> <p>・通関・港湾諸手続など貿易諸制度の抜本改革 (貿易円滑化とセキュリティ強化の両立)</p>	<p>自由民主党の政策の内容</p> <p>外交力強化に関する特命委員会の最終報告において、「資源・エネルギー関連分野、途上国のインフラ整備等にODAを活用する」と明確に強調する予定。</p> <p>【自民党重点施策2006】 輸出入・港湾関連手続及びシステムの最適化によるシングルウィンドウシステムの更なる利便性向上</p>	<p>○「グローバル戦略」(平成18年5月18日、経済財政諮問会議決定)において、「貿易量が大きく、日本企業の生産ネットワークが構築されている東アジアとのEPA締結を加速化するとともに、経済安全保障上重要な資源産出国や、潜在的な貿易量の拡大余地の大きい人口大国との交渉に積極的に取り組む」との方針が示された。</p> <p>○平成18年4月以降のEPA交渉等の進捗状況(平成19年5月15日現在)：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マレーシアとは平成18年7月に発効。</li> <li>・フィリピン、チリ、タイとはそれぞれ平成18年9月、平成19年3月、同年4月に署名に至った。日シンガポールEPAについては、平成18年6月から平成19年1月にかけて改正交渉を行い、平成19年3月、改正議定書に署名。</li> <li>・平成17年7月に交渉を開始したインドネシアとは平成18年11月に、平成18年6月に交渉開始したブルネイとは同年12月に大筋合意に至った。</li> <li>・アセアン全体とは平成19年5月の日アセアン経済大臣会合にて物品貿易のモダリティに原則合意(=大枠合意)。平成19年11月の日アセアン首脳会合での交渉妥結を目指す。また、GCC(湾岸協力会議)とのFTA(自由貿易協定)は平成18年9月に、インド、ベトナムとのEPAは平成19年1月に、オーストラリア、スイスとのEPAはそれぞれ平成19年4月、5月に交渉開始。</li> <li>・投資協定の取組も進め、サウジアラビアとは平成18年10月に、カンボジアとは平成19年1月に、ラオスとは平成19年3月に交渉開始。日中韓投資協定は、平成19年1月の首脳合意により交渉入りが決まり、平成19年3月から交渉開始。</li> <li>・東アジア全体で自由で成熟した経済圏を構築すべく、東アジア16ヶ国(アセアン、日中韓NZ)による「東アジアEPA」につき、平成18年8月の日アセアン経済大臣会合等で専門家研究の開始を日本政府から提案し、概ね賛同を得た。その後、平成19年1月の東アジアサミットで研究開始に合意。早期の研究開始を目指す。</li> </ul> <p>○平成17年11月のFAL条約(国際海上交通簡易化条約)の発効にあわせて、港湾法等を改正し、入出港届や入港前諸手続等の大幅な簡素化と共通様式化を図るとともに、夜間入港規制を廃止したところである。また、平成17年11月にこれらの簡素化された諸手続を、電子申請でも行えるよう、システム変更を行った。</p> <p>○今後は、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年10月に府省共通ポータルを稼働させ、次世代シングルウィンドウ化の実現を目指す所存。</p> <p>○さらに、港湾管理者毎で異なる手続様式の内、入力情報の利活用の効果が高い手続の申請書式の統一モデル様式を、簡素を原則に国が作成した上で港湾管理者へ通知し、採用を要請することとし、この申請様式を次世代シングルウィンドウに機能追加し、府省共通ポータルにおいて船舶の入出港および荷役に必要なほとんどの手続の電子申請を可能とすることで、利用者のデータ入力に対する負担の軽減と利便性の向上を図る方向で、アジア・ゲートウェイ戦略会議においてとりまとめたところ。</p>
10. 新憲法の制定に向けた環境整備と戦略的な外交・安全保障政策の推進	・憲法改正に向けて国民投票法の早期成立と国民的議論の喚起	【自民党政権公約2005】024. 新憲法制定への取り組みを本格化 17年11月15日までに自民党新憲法草案を策定し、公表する。 新憲法制定のための「日本国憲法改正国民投票法案」及び「国会法の一部改正案」の早期制定を目指す。	平成17年11月22日の立党50年記念党大会において、「新憲法草案」を公表し、平成19年5月14日、「日本国憲法の改正手続に関する法律案」を成立させ、公約を実現。 平成19年4月24日には、「自由民主党 新憲法制定推進の集い」を開催し、新憲法制定に向けての国民運動の展開に着手した。

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	・安全保障に関する基本法、国際平和協力に関する一般法の整備	○安全保障に関する基本法については、集団的自衛権の行使の容認等を含め検討する。 ○国際平和協力については、テロ対策特別措置法やイラク人道復興支援特措法といった特措法でなく、今後は国際平和協力に関する一般法(国際協力基本法)を制定するなど、迅速な対応が可能となるよう検討する。	○安全保障に関する基本法については、継続検討中。 ○昨年(平成18年)8月、国防部会・防衛政策検討小委員会(石破茂委員長)において、今後の部会等党内での議論のための原案として国際平和協力法(案)を了承。 世界の平和と安定に一層貢献するためにも、国防部会・防衛政策検討小委員会における議論も踏まえて、現在、内閣官房を中心に、幅広く検討中であり、今後は与党・安保PTにおいて議論を行うこととなる。
	・安全保障会議の日本版NSCへの改組	○外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を再編、強化するため、現行の安全保障会議を抜本的に見直し、その機能を吸収した「国家安全保障会議」を内閣に設置する。	○政府の法案「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」を了承し、国会に提出。成立を期す。 なお、党内で本問題及び情報(インテリジェンス)機能の強化等についても検討中。
	・日米同盟を基軸としながら、中国・韓国など近隣諸国との信頼関係の強化	日米同盟を基軸とし、国際協調を積極的に推進する。特に、隣国である中国・韓国との友好関係を増進する。	○日中両国は、アジア及び世界に共に貢献する中で、両国の共通利益を拡大していく「戦略的互惠関係」を構築していくことで合意。昨年10月の安倍総理訪中をはじめ、本年4月の温総理訪日等様々な機会を通じ、日中関係は改善。幅広い分野において具体的協力を深化させている。 ○基本的価値を共有する韓国との未来志向の友好関係構築・推進へ向け、昨年度、2回の首脳会談、7回の外相会談を行うなど活発な政府間対話を行う。また、両国国民間の交流促進のための諸事業を実施し、さらに過去を巡る諸問題に人道的観点から取り組む。

政策本位の政治実現に向けた党内の取り組み(政権公約のフォローアップ体制など)	○自民党 政権公約2005	○一昨年9月の総選挙で国民に約束した「政権公約2005」120項目のすべてについて着手。現在、第166回通常国会において措置した予算・法的対応等について精査中。予算を中心に公約を措置した事項は31項目、取り組み中の事項は88項目、取組み不十分の事項は1項目とした。今後、国会閉会を視野に、法的な対応について検討。
政治資金の透明性向上に向けた取り組み	○資金管理団体の不動産所有に対する規制や、事務所費等の透明性のあり方について、法改正に向けて現在協議中。	○社会情勢の推移に適合した見直しとして、 ① 昨今の証券市場のグローバル化に伴う対日直接投資の増加により、日本企業の外国人持株比率が上昇していることに鑑み、発行済株式の過半数を外国人又は外国法人が保有している日本企業であっても、5年以上上場している企業であれば政治寄附ができること。 ② 政治団体の収支報告書の要旨の公表は、総務省、各都道府県選管においては8～12月にかけて行われており、その時期が統一されていないことから、公表時期の前倒しと統一化を図るため、9月30日までに要旨を公表すること。 ③ 金融機関への振込による支出が常識となっている社会慣行に照らして、収支報告書の添付書面を簡素化すること。 以上の法改正を昨年の12月に成立させたところである。  ○政治資金のさらなる透明化を図るため、所属国会議員の支部・資金管理団体について、平成17年より ① 党ホームページにおける収支報告書の要旨の公表 ② 監査意見書および残高証明書の党本部への提出 ③ 振込による寄附の受領の徹底 など、党の内規により実施している。